



2023年4月27日

各 位

会 社 名 株式会社 四 電 工  
代表者名 取締役社長 関谷 幸男  
(コード番号 1939 東証プライム市場)  
問合せ先 執行役員 企画部長 三好 憲吾  
(TEL 087-840-0223)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2023年4月27日開催の取締役会において、執行役員制度の見直しおよび2023年6月29日開催予定の第72回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款の一部変更について

##### (1) 変更の理由

当社は、経営の監督・モニタリング機能と執行機能をより明確に区分することで、意思決定や業務執行の機動性を高めることを目的に、本年6月29日付で、役付取締役としての専務取締役および常務取締役を廃止するなど取締役会構成を再構築し、併せて執行役員の機能強化を図ることといたします。

これに伴い、現行定款について所要の変更を行うものであります。

##### (2) 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

##### (3) 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 2023年6月29日

定款変更の効力発生予定日 2023年6月29日

#### 2. 役員人事

役員人事につきましては、本日開示の「代表取締役等の異動に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

現行定款	変更案
<p>(招 集)</p> <p>第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に、臨時株主総会は必要あるごとに、取締役会の決議に基づき、社長がこれを招集する。</p> <p>2. 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</p>	<p>(招集および議長)</p> <p>第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に、臨時株主総会は必要あるごとに、取締役会の決議に基づき、社長がこれを招集し、<u>その議長となる。</u></p> <p>2. 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</p>
<p>第14条 (記載省略)</p>	<p>第14条 (現行どおり)</p>
<p>(議 長)</p> <p>第15条 <u>株主総会の議長は、社長がこれに任ずる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第16条 ～ (記載省略) 第21条</p>	<p>第15条 ～ (現行どおり) 第20条</p>
<p>(役付取締役および代表取締役)</p> <p>第22条 <u>取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員であるものを除く。)のなかから、社長1名を置き、なお、専務取締役および常務取締役各若干名を置くことができる。</u></p> <p>2. <u>社長および専務取締役は、各自当会社を代表する。</u></p> <p>3. <u>前項のほか、取締役会の決議により取締役(監査等委員であるものを除く。)のなかから、会社を代表すべき取締役を選定することができる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(代表取締役および社長)</p> <p>第21条 <u>取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員であるものを除く。)のなかから、会社を代表すべき取締役を選定する。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって、会社を代表すべき取締役のなかから、当会社の業務を統轄する社長1名を置くものとする。</u></p> <p>3. <u>あらかじめ取締役会の決議で定めるところに従い、社長に事故あるとき等において、他の代表取締役がその職務を代行する。</u></p>
<p>(役付取締役の業務執行)</p> <p>第23条 <u>社長は、取締役会の決議に従って当会社の業務を統轄する。</u></p> <p>2. <u>専務取締役および常務取締役は社長を補佐し、当会社の業務を執行する。</u></p> <p>3. <u>社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議で決めた順序により、他の代表取締役がその職務を代行する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(会 長)</p> <p>第24条 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員であるものを除く。)のなかから、会長1名を置くことができる。</p>	<p>(会 長)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員であるものを除く。)のなかから、会長1名を置くことができる。</p>

<p><u>2. 会長は当会社を代表し、取締役会の決議に従って当会社の業務を総理する。</u></p> <p><u>3. 会長をおいた場合には、社長は当会社の業務の執行を統轄する。この場合には、第13条、第15条および第25条中、「社長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(招集および議長)</p> <p><u>第25条</u> 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長に任ずる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議で定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</p> <p>2. 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>3. 取締役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p><u>第26条</u> ～ <u>第37条</u></p> <p>(記載省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(招集および議長)</p> <p><u>第23条</u> 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議で定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</p> <p>2. 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>3. 取締役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p><u>第24条</u> ～ <u>第35条</u></p> <p>(現行どおり)</p>
---	--

以上